

汚水浄化装置の承認試験の適用に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

汚水浄化装置の承認試験の適用に関する事項

改正理由

- (1) 2006年10月に開催されたIMO第55回海洋環境保護委員会（MEPC55）において、決議MEPC.159(55)により、汚水浄化装置における排水基準及び性能試験に関するガイドラインが改正されたことから、本会としても関連規定を改め、新しい基準を取入れている。

本要件の適用に関する解釈として、IACSは2007年2月に統一解釈MPC88を策定し、2007年7月に開催されたIMO第56回海洋環境保護委員会（MEPC56）において合意されたことから、今般、統一解釈MPC88に基づき、関連規定を定めた。

- (2) 2004年4月に開催されたIMO第51回海洋環境保護委員会（MEPC51）において、決議MEPC.115(51)により、MARPOL条約附属書IVが改正されたことから、本会としても関連規定を改めている。

日本籍船舶の汚水浄化装置に対しては、平成15年9月10日付政令第402号附則に基づき、特別要件を規定していたが、上記改正により同要件は必要ではなくなったことから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 決議MEPC.159(55)の適用に関する解釈を明記した。
- (2) 汚水浄化装置に関する日本籍船舶用の特別要件を削除した。